

発行所
 静岡県高等学校障害児学校教職員組合
 静岡市葵区駿府町1-12
 高教組新聞編集委員会
<http://www.s-koukyouso.jp/>
 e-Mail info@s-koukyouso.jp
 TEL (054) 254-6900
 FAX (054) 254-0814

第473号
 2022年
 1月22日

高教組しんぶんは組合費とカンパによって発行されており、全教職員に配布しています

あなたも高教組へ

2面・専門部交渉の様子



謹賀新年

二〇二二年一月一日

「凜として」

この彫刻は、伊東市のなぎさ公園に設置されている彫刻家・重岡建治さんの作品の一つです。重岡さんは1936年、当時「満州国」とされた中国・ハルビン生まれ。イタリアの現代彫刻家エミリオ・グレコに師事。現在は伊東市大室高原にアトリエを構えています。

市制30周年を記念して1977年に整備されたこの公園には、海を一望できる敷地の中にこの作品や「家族」など多数の彫刻が設置され、市民や観光客の憩いの場となっています。「市民の平和と幸せを希求する姿をシンボルとして表現した」とのことですが、その中にこうした題名の作品があることに、重岡さんの想いが込められているように思います。私たちが「凜として」平和と幸せを求めていきたいものですね。

(伊豆総合高校分会・遠藤 覚)

※撮影地：伊東市／なぎさ公園 2022年1月上旬



年頭所感



静岡県高等学校障害児学校教職員組合

執行委員長 深田 祐文

あけましておめでとございます

旧年中は高教組運動へのご理解ご協力ありがとうございました。宝島社が昨年9月22日の読売・朝日・日経新聞朝刊に掲載した全面広告は印象的でした。白い熊のぬいぐるみとコロナウイルスの絵を真ん中に配し、左上に以下のメッセージ。

国民は、自宅で見殺しにされようとしている。

今も、ひとりりで亡くなっている人がいる。

涙がでる。

怒りと悲しみでいっぱいになる。

この国はいつから、こんなことになってしまったのか。

命は自分で守るしかないのか。

予定されていた特別支援学校の教職員のワクチン接種は延期され、多くの教職員には接種計画もない中、2学期はスタートしました。皆が、これまでにない危機感をもって教壇に立ったことだと思います。

コロナ禍で明らかになったことは、国民のいのちを守り支え続けている医療・公衆衛生・介護・福祉・保育・教育・公務・交通・運輸・小売りなどの職場で働く、いわゆるエッセンシャルワーカーの重要性でした。

3学期が始まり、「オミクロン株」が猛威を振るっています。感染と濃厚接触による教職員の欠勤が増加し、学校運営に困難も生じています。今度こそ、水際対策や検査・医療体制を抜本的に強化し、3回目のワクチン接種の前倒しなどを求めます。

昨年、一時金が大きく引き下げられました。コロナ禍で奮闘した教職員に対し、あまりに理不尽と言わざるをえません。もう20数年も前から日本は賃金の上がない国になってしまいました。一方で、大企業・富裕層は大儲けを続けています。そして、いつの間にか「救える命すら救えない」脆弱な医療・公衆衛生体制の国になっていました。私たち労働組合の力不足ともいえますが、こうした状況を打開し、国民のいのちを守り、全ての労働者の大幅賃上げと雇用の安定を実現するのにもまた労働組合の役割なのだと思います。

県教委は、新年度から、教職員人事評価制度を「昇給」にも活用しようとしています。無理に差をつけるために膨大な時間をかけることにさほどの意味はありません。皆が協力してやらなければいけないことは山積みなのです。

みなさんが安心して教育活動、職務に専念できる教育環境、勤務条件の改善を求めて私たちは活動をすすめていきます。引き続きご理解ご協力をお願いします。

全国青年教職員学習交流集会

TANEE!に参加して

12月25日、26日の2日 ではないかと思いましたが、2日目は、7つの分科会が開催され、私は「組合ってなに？」に参加しました。静岡県の県立学校の組合は、例年秋に要求書を提出し、団体交渉や要請行動を行なっていますがご存知でしょうか。私自身、知らないことも多いので、改めて組合について考えてみました。

日頃から不満や疑問に感じ改善を望むことを県教委に要求する手段が「団体交渉」であり、それを行うのが「労働組合」です。一般企業にもありますが、教育における組合は、教師の勤務条件の改善が、子どもたちの学びの環境の向上に繋がります。そのため、権利を知り、職場を改善するだけでなく、教師として専門性を高める必要があります。教育研究も組合が担う役割ですが、自ら求めて行動しなければ積みあがるものではありません。

特支の先生の組合員が多い滋賀県では、学校内外で積極的に大学教授や専門家を招聘した学習会や校内での研究会が開かれています。

一人ではできないことも、組合を通じてなら実現可能で、全国の仲間と「一緒に、予測不可能な未来」に向けて、行動を共にしていきましょう。

(青年部長 土井 喜)



切実な要求を実現し、だれもが、働きやすい職場にしよう 専門部交渉

静岡高教組は、昨年12月27日に専門部交渉を行い、のべ70人以上が参加しました。各専門部からの要求に対して、教育総務課、高校教育課、特別支援教育課などが回答しました。主な交渉内容と今後の課題などを報告します。

《女性部》

①妊娠、育児、介護等に関する制度を周知し、勤務を軽減すること。
②必要なことなので周知に努める。勤務の軽減については管理職に働きかける。
③代替講師を確実に配置すること。
④「教職員人材バンクで人材確保に努め、必要な学校には情報提供をしている」

⑤男性教員の育児休業取得と「育児プランシート」の活用を推進すること。
⑥「取得が数%である実情は把握している。積極的な取得の奨励を行う」
⑦不妊治療のための長期休暇を新設すること。
⑧「1月1日から不妊治療休暇制度(出生サポート休暇)を新設する」

⑨子育て部分休業と介護時間制度の時間を延長し、勤務時間に見合うよう業務を軽減すること。
「考えていない」

「1月1日から不妊治療休暇制度(出生サポート休暇)を新設する」
「子育て部分休業と介護時間制度の時間を延長し、勤務時間に見合うよう業務を軽減すること」

《臨時教職員部》

今年度は、「すべての会計年度任用職員に期末手当を支給すること」「任期付職員・臨時任用職員を定年制常勤職員に移行すること」を重点としました。
期末手当については、「他県の動向を注視し、国公準拠で行っている」とのこと。東京都は15時間30分という制限を撤廃し、すべての会計年度任用職員に期末手当を支給しています。神奈川県ではコマ数の1.5倍を勤務時間として計算し、週11コマ以上の非常勤講師にも支給しています。他県でも15時間30分という制限の中で工夫をしながら支給する方向で動いています。また国公準拠という点においても、国公公務員の非常勤職員は勤務日数15日以上で週2日勤務以上の者に支給されています。国公準拠ならば週2日以上勤務の会計年度職員には期末手当を支払わなければならないはずですが、

任期付職員の定年制常勤職員への移行については否定されませんでした。教員採用試験において、「講師経験や勤務実績を重視すること」はすでに実施しているとの回答でしたが、長年講師をしている者を優先的に採用する制度の保証が必要で、次年度の任用を保証することについては、1年単位の契約であることから認められないとの回答で、雇止めや契約途中の違法解雇など雇用の不安定要素は払拭されませんでした。教育の質を高めるためにも、職員の生活基盤の安定は必要です。勤務時間の長さだけでなく、正規と非正規を差別する愚策を一日も早く改善してほしいです。(臨教部長 山田佳奈子)

とがあります。この出生サポート休暇にとまらず、不妊治療のための長期休暇を引きつづき要求していきます。
ハラスメントについては、アンケートで、35%の職員がハラスメントと思われる状況を経験見聞きしているという実態が明らかになりました。教育職としての数字は見逃せないものです。また管理職や上司からのパワハラ

の記述も目立ちました。これだけ研修をしても、長期にわたり治療が続き、治療による体調不良や自己注射等でも休みを取る必要に迫られること

《図書館職員部》

学校図書館で子どもの読書や学習を支える学校司書の配置増を求める国会決議案に、与野党で唯一、日本維新の会が「近い将来、司書の仕事は人工知能(AI)で代替可能になる」と反対し、見送られたことがありました。

学校司書は蔵書の整理と本の貸し出しをするだけではありません。未知も含めて人間の積み上げた膨大な文化、知識、情報へのアクセスの窓口、案内人として子どもたちの前に立ち、学びを支える仕事です。AIや事務職員が事務的・片手間でできることはありません。かつて専任司書と「授業で使える図書館」「図書館を使う授業」を目指した時には、授業でうまくいかなかったのは、司書が必要で、

活用されました。調べ学習などで生徒の学びも深まりました。居心地の良い居場所でもありました。
県教委も重要性は共有し、図書館の開館時間が短いことを問題視してはいますが、専任司書を置くための予算は確保できないので、事務の業務を効率化し、事務職員が図書館業務にあたる時間を確保したいと言いますが、なかなか進みません。
ICT機器の利用が広まるとますます図書的重要性、資料の準備の重要性が高まります。膨大な蔵書を前にして、自分の知らない世界が奥深く広がっていることを感じることが、学びの第一歩です。図書館が学校の中心にあるべきです。
やはり、事務職から独立した、情報に関する専門家としての、専任・専門・正規の学校司書が必要です。

「学校の中で最も必要な人」(ある校長の言葉)である技能員は、学校の施設設備について熟知し、不都合なところがあればすぐに修繕し、安全で快適な環境を整備しています。ところが最近、学校が汚くなっていると言われます。「トップランナー方式」で予算が削減され、正規で採用せず非常勤嘱託員を置くことになってからです。経験や知識、プライドが継承されていないのでしょうか。

《障害児学校部》

学校教育法第3条では、学校を設置する者は「設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」とあり、幼稚園から小中学校、高校、大学、各種学校にまで、すべての学校には設置基準が策定されています。

期待が大きくなり法的整備まで行われているのに、私たちが熱意をもって働けば働くほど、日々の多忙、疲労は増していく一方です。
県の人事委員会や教育委員会は「適切なマネジメントを」と言いますが、各校の校内マネジメント、各自の努力ではすでに限界に達していることが多すぎると思いませんか。
昨年度までに何度も確認してきた「持ち時間数」が一向に25時間以下にならない学校が県内のあちこちにあり、産休・育休、病休等の特別休暇で学校を離れる教員がいてもその代わりの先生が来ないのも、そもそも教員数が足りていないことの原因があるのには明らかです。
学校に通う児童生徒の安全を守り、教職員が意欲とやりがいをもって健康に働くことができるために、教育委員会が責任を持って対処してほしい、ビジョンを示してほしい、予算が足りないとい、県や国に要求してほしいと、交渉の場で要求をしてきました。

そのような中、特別支援教育の必要性、重要性が見直され、9月24日に「特別支援学校設置基準」が交付されました。けれどもそれは令和5年以降に着手する学校においてのことです。既設の学校の編成や施設設備については「自分の間は設置基準によらないことが可能」としつつも「可能な限り速やかに満たすこととなるよう努めること」と「通知」で言及しています。
残念なことに、特別支援教育への社会的な

障害児学校部の具体的な要求と県教委の回答は、HPをご覧ください。
障害児学校部長 榊原あゆみ

《現業職員部》

「学校の中で最も必要な人」(ある校長の言葉)である技能員は、学校の施設設備について熟知し、不都合なところがあればすぐに修繕し、安全で快適な環境を整備しています。ところが最近、学校が汚くなっていると言われます。「トップランナー方式」で予算が削減され、正規で採用せず非常勤嘱託員を置くことになってからです。経験や知識、プライドが継承されていないのでしょうか。

県教委の回答は「今のところ正規採用は困難だが、常勤職員の採用の可能性を探っている」となっています。しかし、保健所を減らしたことの過ちがコロナ禍で明らかになったように、災害時の避難所ともなる学校に、施設設備を熟知した技能員が必要だったとなることは明白です。
学びの場であるだけでなく、地域の防災拠点ともなる学校に、「必置の職」として正規の職員を置くことが必要です。